

発日向スポ第35号  
令和3年1月8日

日向市スポーツ少年団  
各単位団代表者 様

日向市スポーツ少年団本部  
本部長 日高 博之  
(公印省略)

## 緊急事態宣言を受けてのスポーツ少年団活動について（通知）

日頃から本協会の活動に御理解、御協力を頂き、厚く感謝申し上げます。

さて、県内での新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大のため、本県独自の緊急事態宣言が昨日発令されました。

つきましては、日向市スポーツ少年団本部では、日向市教育委員会による中学校の部活動の方針を参考に、今後の活動内容を下記のとおりとしますので御理解、御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 今後の対応

令和3年1月5日付け発日向スポ第34号で通知したとおり1月17日（日）までは他チームとの交流は自粛し、単位団体のみでの活動とすること。ただし、単位団体での活動についても慎重に検討し、保護者の理解と承諾を十分に得た上で各単位団体の判断と責任の下で行うこと。

#### 活動に当たっての留意事項

- 毎朝自宅で検温するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときには、活動への参加を見送ること。
- 活動開始時には、指導者が団員の健康確認（検温等）を実施し、37.0度以上の発熱症状がみられるときは、保護者に連絡を取った上で帰宅させること。
- 平日は2時間以内、休日は3時間以内の活動時間とすること。
- マスク着用、手洗い、換気、消毒など、基本的な感染症対策を一層徹底すること。（マスクについては、活動の状況等によって適切な着脱を行うこととしているが、活動待機時には必ず着用させるなど、徹底した対応を取ること。）
- 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオル等の共用を避けるとともに、用具や物品等の共用をできるだけ避け、使用した用具や物品等は定期的に消毒し、指導者はその消毒状況を把握すること。
- その他、競技ごとの感染対策ガイドラインを参考に、3つの密（密閉・密集・密接）が重ならないよう活動内容を検討すること。

#### 2. その他

○上記の対応は、今後の国や県の動向、本市における感染状況等によっては、変更となる可能性があります。